

緊急事態宣言の発令に伴う有料公園施設の利用時間の制限について(第9報)

緊急事態宣言の発令に伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止及びそれに伴う対応のため、下記施設の利用時間を制限いたします。条件付きの御利用となりますので、御注意ください。

利用者の皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

1 利用時間制限対象施設

- (1) 八幡市民スポーツ公園
 - ・グラウンド、テニスコート、クラブハウス会議室
- (2) 八幡市民体育館
 - ・アリーナ、フリースペース、会議室(大、小)、個人利用(トレーニングルーム、卓球、オートテニス)
- (3) 男山レクリエーションセンター
 - ・テニスコート、フットサルコート、ミーティングルーム

2 内 容

上記施設を20時までの利用となります。

3 開 始 日

令和3年1月16日(土) から

4 期 間

令和3年2月7日(日) 24時まで

ただし、緊急事態宣言の期間が延長された場合は同様に延長します。

5 そ の 他

利用時間制限対象外施設(17時までの営業施設)

- (1) 男山レクリエーションセンター (ソフトボール場)
- (2) くすのき近隣公園 (軟式野球場、テニスコート)
- (3) さつき近隣公園 (多目的グラウンド)
- (4) 川口市民公園 (多目的グラウンド)
- (5) かわきた自然運動公園 (多目的グラウンド)
- (6) 馬場市民公園 (多目的グラウンド)
- (7) こども動物園

※ 上記施設については通常営業とします。